



Since 1955
Chofu City
Tokyo



調布市 環境基本計画

平成28(2016)年度 ▶ 平成37(2025)年度



調布市

未来に続く、緑と水あふれるほっとするまち 調布をめざして



「調布市環境基本計画」は、環境に関する調布市の施策、取組などを総合的に束ねるマスタープランであり、環境行政を進めるうえでの根幹となるものです。このたび、平成17年度に策定した「調布市環境基本計画」の計画期間が満了を迎えることから、これまでの計画に基づく取組の成果を踏まえるとともに、社会環境の変化に対応すべく、新たな計画を策定いたしました。

近年、環境問題は、衛生的な生活環境の保持、公害への対応、自然環境の保護といった従来から叫ばれてきた課題だけではなく、生物多様性の維持保全や地球温暖化に伴う気候変動によって生じる課題への対策といった、地域を超えた視点、あるいはグローバルな視点からの課題にも対応する必要性が一層高まっています。また、東日本大震災を契機として、自然災害やエネルギー問題への対応も問われるようになりました。

一方、調布市においては、京王線連続立体交差事業に連動する21世紀のまちの骨格づくりが進行していることに加え、2019年のラグビーワールドカップ日本大会や、2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会の市内開催が決定しており、ソフト・ハード両面において、まちの様相が大きく変貌を遂げようとしております。また、これらの取組と環境とをいかに調和させ、まちづくりを進めていくかは、調布市ならではの課題にもなっています。

新しい「調布市環境基本計画」では、内容等の基本的な骨組みはこれまでの計画を踏襲しつつ、時代や環境の変化に伴う新たな視点や課題、あるいはライフスタイルの変化等に的確に対応すべく、施策の方向や取組、環境指標、事業を位置付けました。また、環境問題への対応は、市民、環境活動団体、事業者と行政との連携や協働が欠かせないだけでなく、それぞれが主体となった行動の積み重ねも重要であることから、本計画において「期待される役割」を示させていただいております。

本計画の策定にあたっては、様々な分野の専門家の方々や市民の皆様から多くの御意見や御提案をいただきました。御協力いただきました皆様に、この場をお借りして心から感謝申し上げます。調布市の豊かな環境を、そして、地球のかけがえのない環境を将来の世代に引き継いでいくため、本計画に基づく取組を推進して参りますので、一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成28年3月
調布市長

長友 貴樹

目次

| | | |
|------------|-------------------------------|-----------|
| 第1章 | 基本的事項 | 1 |
| 1.1 | 計画策定の背景 | 1 |
| 1) 1 | 社会情勢等の変化 | 1 |
| 2) 1 | 市における取組の経緯 | 1 |
| 3) 2 | 計画策定の新たな視点 | 2 |
| 1.2 | 計画の概要 | 4 |
| 1) 4 | 計画策定の目的 | 4 |
| 2) 5 | 計画が担う役割 | 5 |
| 3) 5 | 計画期間 | 5 |
| 4) 6 | 計画が対象とする範囲 | 6 |
| 5) 7 | 計画の位置付け | 7 |
| 第2章 | 市が目指す環境の姿 | 8 |
| 2.1 | 地域の概況 | 8 |
| 2.2 | 目指す環境の姿 | 12 |
| 1) 12 | 基本理念 | 12 |
| 2) 13 | 目指す環境の将来像 | 13 |
| 2.3 | 基本目標及び施策の体系 | 14 |
| 第3章 | 環境の保全と創造に向けた施策 | 20 |
| ◆ | 各施策の見方 | 20 |
| 3.1 | 基本目標1 豊かな緑と水や多様な生物を育むまち | 22 |
| 方針1-(1) | 緑と水の保全・再生 | 22 |
| 方針1-(2) | 生物多様性の保全・活用 | 28 |
| 3.2 | 基本目標2 人と環境が調和する快適で美しいまち | 32 |
| 方針2-(1) | 美しい街並みの形成 | 32 |
| 方針2-(2) | 快適な空間の確保 | 36 |
| 3.3 | 基本目標3 安心して暮らせる生活環境が確保されるまち | 40 |
| 方針3-(1) | 公害のない環境の維持 | 40 |
| 3.4 | 基本目標4 低炭素で循環型の社会の形成を目指し実現するまち | 52 |
| 方針4-(1) | 低炭素まちづくりの推進 | 52 |
| 方針4-(2) | 循環型まちづくりの推進 | 60 |
| 3.5 | 基本目標5 みんなの力でより良い環境を目指すまち | 64 |
| 方針5-(1) | 環境情報の整備・共有 | 64 |
| 方針5-(2) | 環境活動を担う人材の育成 | 66 |
| 方針5-(3) | 連携・協働の基盤づくり | 70 |

第4章 重点プロジェクト 72

4.1 重点プロジェクトの選定及び構成 72
1) プロジェクトの考え方 72
2) プロジェクトの選定基準 72
3) プロジェクトの構成 75
4.2 重点プロジェクトの概要 76
重点プロジェクト1 市民の心の安らぎ 緑と水を守るプロジェクト 76
重点プロジェクト2 みんなで目指す 環境先進都市プロジェクト 78
重点プロジェクト3 みんなが主役 環境を学んで楽しむプロジェクト 80

第5章 計画の推進 82

5.1 推進体制 82
1) 推進の基本的な考え方 82
2) 調布市における各組織の役割 83
3) 計画推進における主な主体の役割 83
5.2 計画の進行管理 84

資料編 87

資料1 調布市環境基本条例 89
資料2 計画策定の経過 92
資料3 計画策定の体制 94
資料4 委員会等開催状況及び市民参加手続等の概要 96
資料5 環境指標の考え方 98
資料6 用語解説 108

<本文中の記号の凡例について>

- §：このマークが付いた用語については、資料編に解説を掲載しています。
(同一ページに同じ用語が出てくる場合は、初出のものにマークを付しています。)
- ※：このマークが付いた用語等については、用語の直後もしくは表の欄外にその説明を掲載しています。
(同一ページ内に複数の脚注がある場合は「※」の後に番号を付しています。)

第1章 基本的事項

1.1 計画策定の背景

1) 社会情勢等の変化

我が国の経済成長は、既に成熟期にあり、かつての企業等の産業活動や人々の日常生活に起因した従前からの公害問題は一定程度沈静化しましたが、良好な環境を保全、回復して行くことが今後の課題となっています。

一方で、世界に目を転じれば、人口の拡大傾向が続くアジア・アフリカ等の発展途上国では、水や食料の不足とともに、開発等に伴う環境破壊が深刻化しています。また、経済発展に伴う温室効果ガス[§]排出量の増大による地球温暖化や大気汚染の近隣諸国への拡散等の地球規模での環境問題も顕在化してきています。

このように、経済活動等のグローバル化の進展により、世界の人・モノの動きや変化が直接的又は間接的に市民生活に及ぼす影響は益々大きくなっており、地球環境全体を視野に入れた取組が必要とされています。

また、平成23(2011)年3月11日に発生した東日本大震災を契機に、安全・安心を前提とした持続可能な社会の形成が求められています。

以上のような世界規模での社会情勢等の変化を踏まえ、身近な地域だけでなく、地球環境までを見据えた環境保全等に取り組んで行くことが必要です。また、市民^{*}・市民団体・事業者・市等が、自立した主体として、それぞれの役割を担いつつ、各主体が対等な立場で連携し、協働による取組を進めて行くことが期待されています。

※環境基本計画における「市民」は、調布市自治の理念と市政運営に関する基本条例（平成24年調布市条例第45号。以下「基本条例」という。）第2条に規定する「市民」と同様とします。

基本条例第2条…この条例において「市民」とは、市内に住所を有する者、市内で働く者及び学ぶ者並びに市内で事業活動を行う者及び団体をいう。

2) 市における取組の経緯

調布市の環境行政の基本的な枠組みは、「調布市環境管理計画」（平成7(1995)年3月）の策定、「調布市環境基本条例」（同年4月）の制定を端緒として、その後、個別の計画として、「調布市水辺環境保全基本構想」、「調布市自然環境保全計画」、「調布市ごみ管理基本計画」等を策定し、環境に関する市の取組を推進してきました。また、平成12(2000)年7月には、環境マネジメントシステム[§]の国際規格ISO14001の認証を取得（平成21(2009)年7月から「自己適合宣言」方式に移行）し、市の事務事業における環境マネジメントに取り組んできました。こうした中、京都議定書[§]に基づく地球温暖化対策の国際的な動向やアスベスト[§]、シックハウス[§]などの新たな環境問題が顕在化してきたことを踏まえ、総合的、横断的な見地から実効性をもって対応して行く必要から、「調布市環境基本計画」（以下「前計画」という。）を平成18(2006)年3月に策定しました。

前計画は、平成18(2006)年度から平成27(2015)年度の10年間を計画期間としており、この間、市は「守り育てる」、「減らし循環させる」、「参加・協働する」の3つの方針の下で、自然環境、生活環境、資源・ごみ、エネルギー・温室効果ガス、環境教育・学習などの様々な分野から環境行政を推進してきました。具体的な取組としては、国分寺崖線等の緑の保全や深大寺・佐須地域の環境資源の保全・活用、多摩川の特定外来生物[§]（植物）駆除活動、大気・水質・土壌等の汚染防止、騒音・

振動の発生抑制による静穏な環境の維持，省エネ・節水，再生可能エネルギーの導入促進，市民等との協働による環境学習事業の推進など，多岐にわたる事業に取り組んできたところです。

また，これらの取組によって，調布市の環境が一定程度，保全等が図られてきたことは，前計画による成果でもありました。しかしながら，この間で世界や社会情勢も大きく変化しました。その一例として，地球温暖化対策では平成27(2015)年12月12日に国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）で採択された「パリ協定[§]」において，京都議定書[§]に続く平成32(2020)年以降の新しい温暖化対策の枠組みが，196の国・地域で合意に達しました。これに先立って，主要各国は約束草案を提出しており，我が国も平成42(2030)年までに温室効果ガス[§]排出量を平成25(2013)年度比で26%削減することを表明しました。市においても，調布市域の温室効果ガス削減に向け平成22（2010）年に策定した「調布市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」や市の事務事業における温室効果ガス削減に向け平成28（2016）年に策定した「第3次調布市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づき，温室効果ガス排出量の削減に取り組んでいきます。

これらを踏まえ，次の10年を見据えた調布市の環境行政におけるマスタープランとして，前計画の取組を引き継ぐとともに，様々な市民参加手続や次項に掲げる計画策定の新たな視点等も踏まえ，「調布市環境基本計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

3) 計画策定の新たな視点

本計画は，前計画を踏まえるとともに，5つの新たな視点を加え，策定しています。

①気候変動への対応

局地的な短時間豪雨や竜巻・突風など，地球温暖化に伴う気候変動の影響による異常気象が国内各地で相次いで発生しています。そのため，地球温暖化の進行を少しでも遅らせ，地球の気温上昇を可能な限り抑えることができるよう温室効果ガス排出削減の取組を一層強化して行くとともに，それでもなお，地球温暖化は避け難いものとして適応して行くことが必要です。

②都市の魅力の向上

高度経済成長期に人口が急増し，市街化が急速に進んだ一方で，崖線（はけ）沿いの緑や湧水，多摩川，野川などの河川は，今も武蔵野の原風景の自然の豊かさが残っています。人口減少や高齢化社会が今後更に進展することを見据えた上で，地域の活力の維持を図るため，残された緑や水の貴重な自然環境との共生を図り，都市の魅力の向上につなげて行く取組が必要です。

③東京オリンピック・パラリンピックへの対応

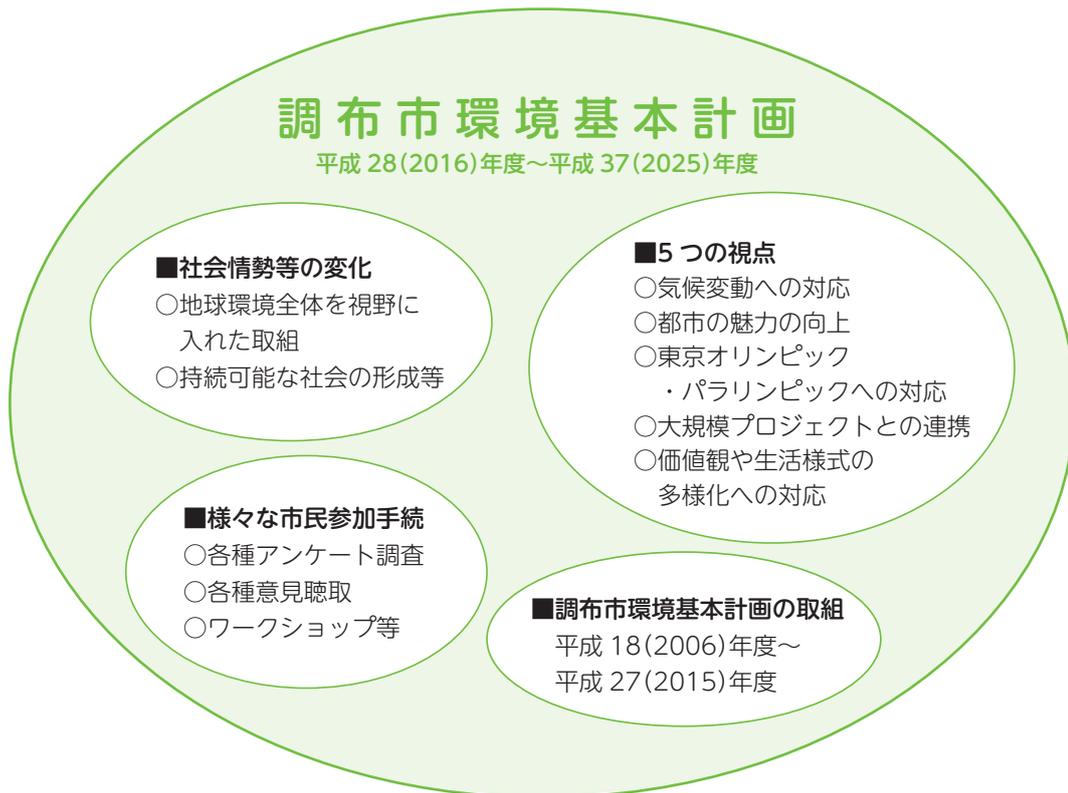
平成32(2020)年に開催される東京オリンピック・パラリンピックでは，調布市においても一部競技の開催が予定されており，今後の施設建設や観光客の増加によって，環境への影響が予想されます。このため，環境負荷の低減に向けた取組を進め，循環・低炭素[§]・自然共生の視点から調和を図ることにより，持続可能なまちづくりを進める取組が必要です。

④大規模プロジェクトとの連携

連続立体交差事業による京王線の地下化を契機とした駅前広場の整備など，大規模なプロジェクトが進行中です。このような都市計画事業による中心市街地の街づくりを，良好な都市環境形成の観点として捉えつつ，全庁横断的な取組として，連携を図って行く必要があります。

⑤ 価値観や生活様式の多様化への対応

調布市においても高齢化とともに核家族化が進展しており、価値観や生活様式は多様化しています。このことは地域への帰属意識を希薄にし、環境保全やまちづくりに対する市民意識の低下を招く一因にもなっています。このため、多摩川自然情報館やクリーンプラザふじみ等の拠点施設を活用して環境学習を推進することで、環境保全に関する市民等の意識の高揚につなげて行く取組が必要です。



1.2 計画の概要

1) 計画策定の目的

本計画は、市の環境特性を踏まえ、目指す環境の将来像、計画の基本目標を示すとともに、実現するための施策、主な事業、推進体制、進行管理のあり方等を示し、総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保並びに福祉の向上に寄与することを目的とします。

<調布市環境基本条例第3条に規定する基本理念>

- 環境の保全等は、健全で恵み豊かな環境の恵沢を現在及び将来の世代が享受するとともに、将来にわたって維持、継承されるよう行われなければならない。
- 環境の保全等は、すべての人々の協働によって、環境への負荷の少ない健全な持続的発展ができるような社会が構築されるよう行われなければならない。
- 環境の保全等は、日常生活及び事業活動において、自主的かつ積極的に行われなければならない。

2) 計画が担う役割

本計画は、市が目指す環境の将来像を明らかにし、環境に関する目標及び施策の方向性を示し、その実現に向けて、具体的な取組を総合的かつ横断的に推進を図ることで、実効性をあげる役割を担います。

本計画で取り組む施策は、調布市環境基本条例第5条各号に規定する市の責務を基本とし、参加と協働の視点も踏まえ、以下のとおりとします。

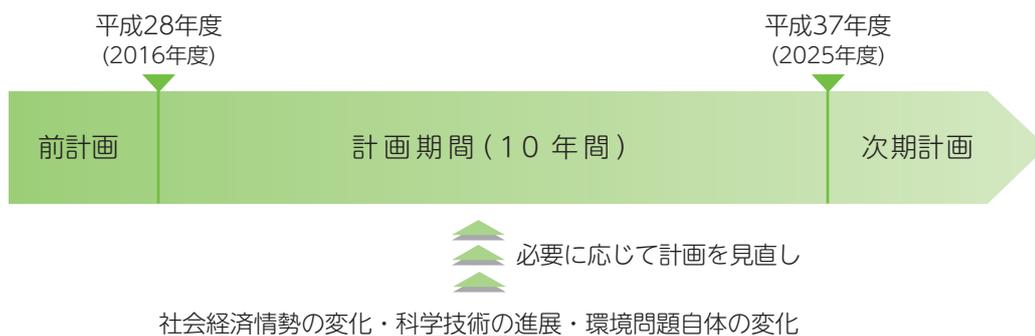
<本計画で取り組む施策>

- ①公害の防止及び人の健康ならびに生態系に影響を及ぼす化学物質による汚染対策に関する
こと
- ②大気、水、土壌、動植物等からなる自然環境の保全等に関すること
- ③野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保に関すること
- ④人と自然との豊かなふれあいの確保、良好な景観の保全、歴史的文化的遺産の保全等に関する
こと
- ⑤人にやさしい地域社会の形成に関すること
- ⑥資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及びごみの減量に関すること
- ⑦地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全等に関すること
- ⑧環境学習、環境保全活動の推進に関すること
- ⑨環境に関する市、市民、事業者等の協働に関すること
- ⑩計画の推進体制と進行管理に関すること
- ⑪上記のほか、環境への負荷の低減に関すること

3) 計画期間

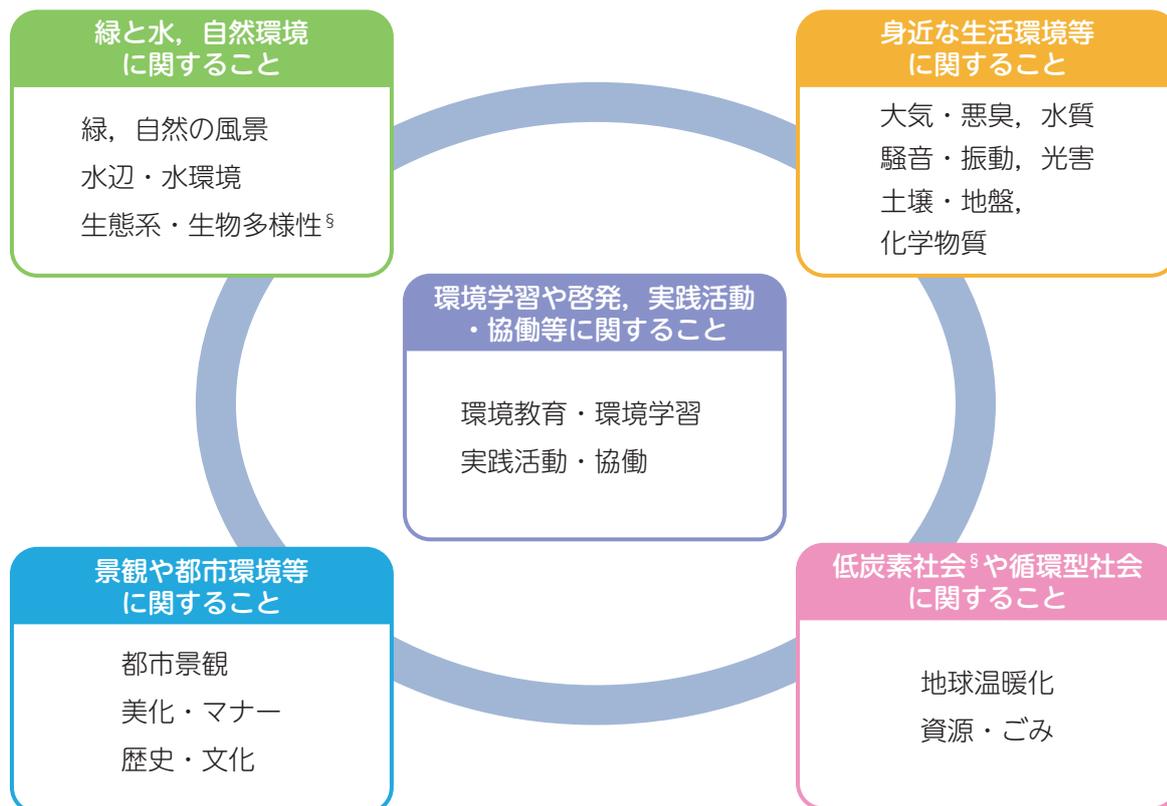
本計画の計画期間は、平成28(2016)年度から平成37(2025)年度までの10年間とします。

なお、社会・経済情勢の変化や科学技術の進展、また、環境問題自体に変化が生じることも想定されるため、必要に応じて、計画の見直しを行います。



4) 計画が対象とする範囲

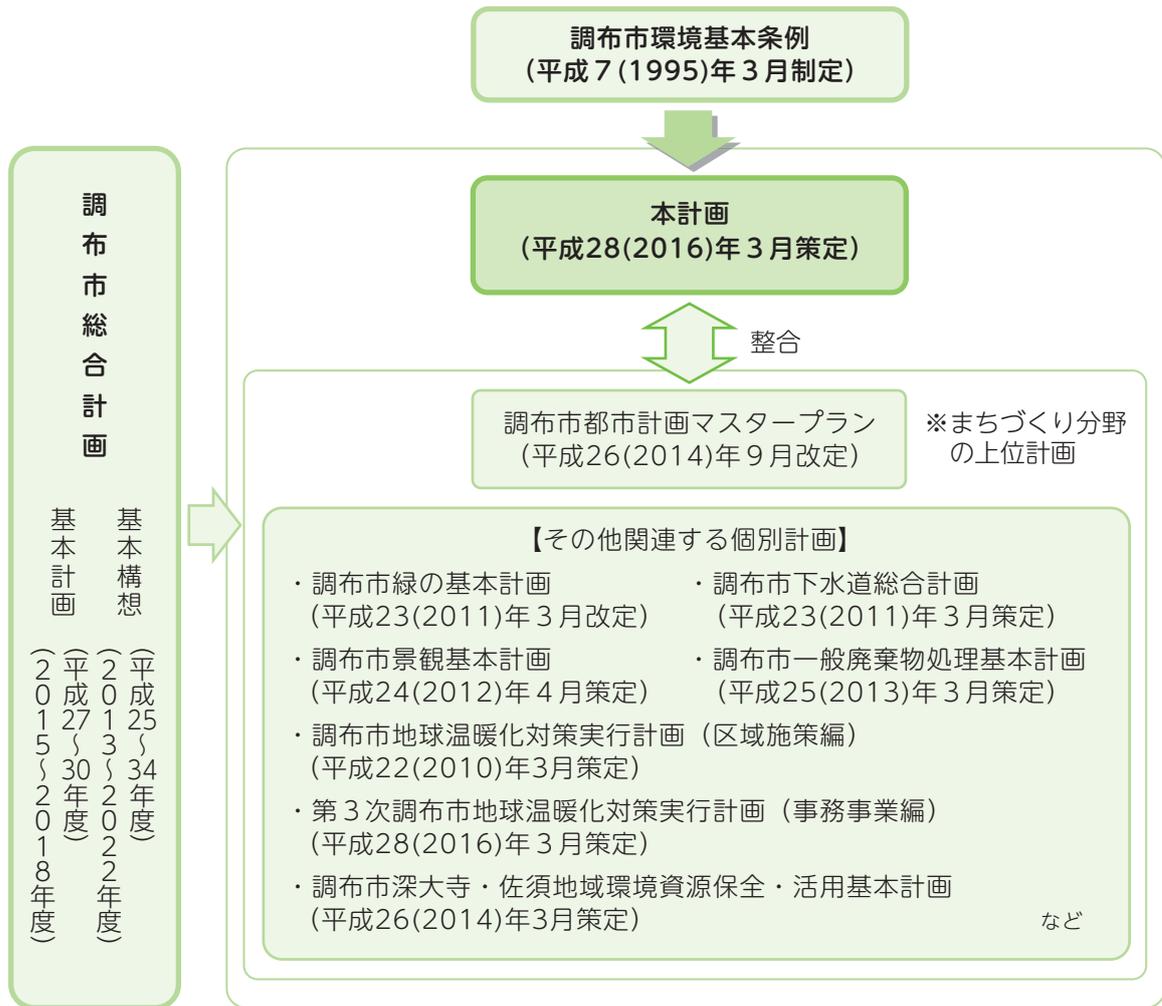
身近な生活環境から地球規模の環境問題に至るまで、政策対象として市が取り組む対象は多岐に及びます。本計画では、以下に示す5つの観点から、課題解決に向けてアプローチして行くこととします。



5) 計画の位置付け

本計画は、「調布市環境基本条例」第9条に基づき策定するものであり、市の最上位計画である「調布市総合計画」のもとで、環境行政におけるマスタープランとなるものです。

また、本計画については、まちづくりの分野に関する上位計画である「調布市都市計画マスタープラン」との整合を図るとともに、本計画を具体的に推進する施策と関連するその他の様々な個別計画とも整合を図ります。



本計画の位置付け

第2章 市が目指す環境の姿

2.1 地域の概況

■ 位置・地勢

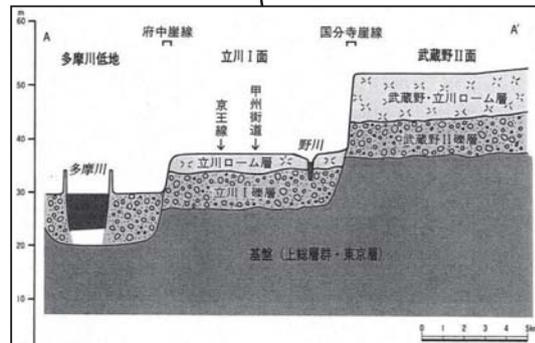
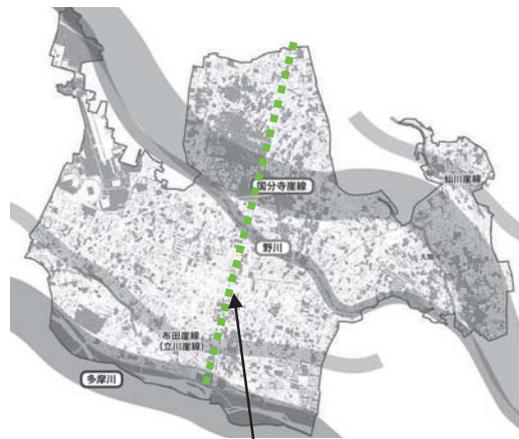
調布市は、東京都のほぼ中央に位置し、都心へ約20kmの距離にあります。東は世田谷区と狛江市、北は三鷹市、小金井市、西は府中市、南は多摩川をはさんで稲城市、神奈川県川崎市に接しています。

市域は、東西約7km、南北約5.7kmと東西方向にやや長く、総面積は21.58km²と東京都の総面積の約1%を占めています。地形的には、武蔵野台地の南西部にあたり、多摩川に向かって、武蔵野段丘、立川段丘、多摩川沖積低地が形成されています。武蔵野段丘と多摩川沖積低地の高低差は約30mあり、「はげ」と呼ばれる国分寺崖線、布田崖線及び仙川崖線の斜面が見られるのが特徴です。

南部を流れる多摩川を始め、崖線下の湧水を主な水源とする野川、仙川、入間川が市内を流れています。



東京都内における調布市の位置



調布市の位置と地勢

(出典：「調布市景観基本計画」平成24年4月(上図)，「図説調布の歴史」平成12年3月(下図))

■ 歴史

調布市は、市制施行前の昭和14(1939)年に、現在の市域全域が都市計画区域⁵に編入された後、昭和30(1955)年に調布町と神代町が合併して誕生しました。旧調布町にあたる南部地域は、江戸時代において、甲州街道沿いに位置する布田五宿(国領・下布田・上布田・下石原・上石原)を中心に街並みが形成されました。一方、旧神代町にあたる北部地域は、天平5(733)年創建と伝えられる深大寺を中心とした歴史と文化を有する地域で、「厄除元三大師大祭」のだるま市が有名です。

大正2(1913)年の京王線の開通とその後の延伸により、交通・商業の拠点となっていた新宿と短時間で結ばれるようになり、市域の都市化が進みました。さらに、昭和45(1970)年には、市街化区域及び市街化調整区域の区分を定めました。

■ 人口・世帯数

調布市の平成27(2015)年1月1日現在の人口は224,191人、世帯総数は111,273世帯です。昭和40(1965)年と比較すると、およそ半世紀で人口は約2.1倍(約117,000人増)、世帯総数は約3.2倍(約76,000世帯増)と著しく増加しました。

また、65歳以上の高齢者人口は、全国の傾向と同様に増加し続けている一方で、14歳以下の年少人口は、全国の傾向に反して、近年微増となっています。

なお、調布市の将来人口推計(平成26(2014)年3月)^{注)}では、今後もしばらくは人口増加が続くものの、平成36(2024)年の約230,000人をピークに、減少に転じると推計しています。

注)「調布市まちづくりデータブック 2013」による。

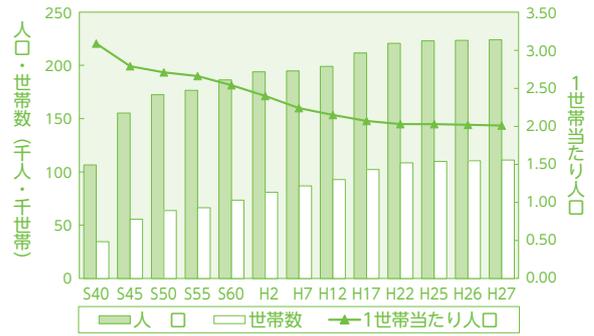
■ 産業

平成24(2012)年時点における産業従業者数は72,564人で、内訳では第3次産業が89.2%と最も多く、続いて第2次産業(10.7%)、第1次産業(0.1%)となっています。

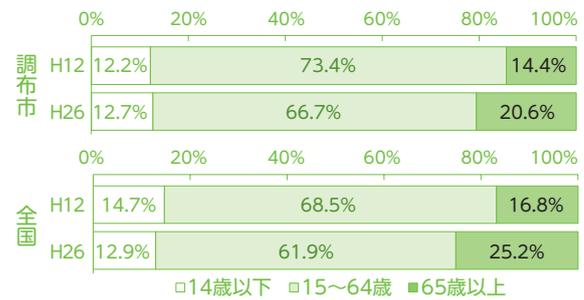
産業別の推移を見ると、農業では農家数、農地面積ともに大幅に減少しており、約四半世紀を経て半減しています。製造業では、年によって工場数、従業者数及び製造品出荷額の増減はあるものの、平成20(2008)年以降、全体的には減少傾向にあります。商業(卸売・小売業)では、商店数及び商品販売額の減少傾向が見られます。従業者数は、平成9(1997)年から平成19(2007)まで微増傾向にありましたが、平成26(2014)年には大きく減少しました。



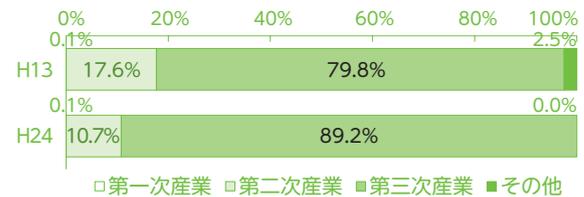
工場数・従業者数・製造品出荷額の推移 (出典：調布市統計書平成26年版)



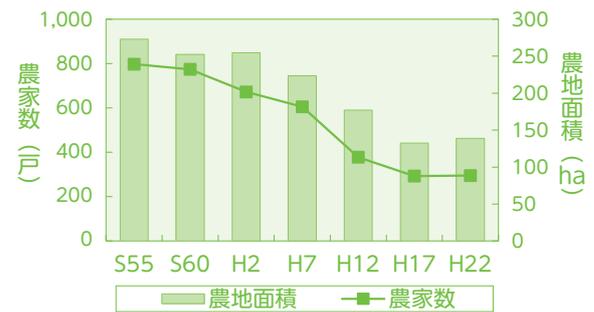
人口・世帯数の推移 (各年1月1日現在、出典：調布市統計書平成26年版)



年齢別人口比の比較 (調布市・全国) (各年1月1日現在、出典：調布市統計書平成26年版、総務省統計局)



産業従業者の内訳 (出典：調布市統計書平成14年版、平成26年版)



農地面積・農家数の推移 (出典：調布市統計書平成18年版、平成26年版)

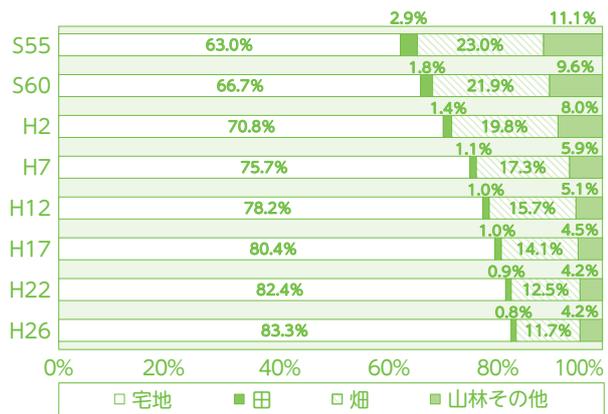


商店数・従業者数・商品販売額の推移 (出典：調布市統計書平成26年版、平成26年商業統計確報(経済産業省))

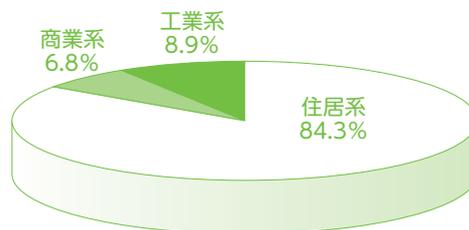
■ 土地利用

地目別土地利用状況をみると、人口増加に伴った宅地への転換が原因の一つと考えられ、宅地は平成26(2014)年現在で全体の約83%を占め、田・畑・山林その他は減少傾向にあります。

多摩川の河川区域を除く2,048haが市街化区域となっており、無秩序な市街化を防止するための用途地域が指定されています。その約84%は住居系が占めており、その他は京王線各駅周辺が商業系、調布基地跡地等の一部が準工業地域に指定されています。(平成27(2015)年3月末現在)



地目別土地利用の内訳の推移
(出典：調布市統計書平成26年版)



用途地域の内訳

(平成27(2015)年3月末現在、出典：調布市統計書平成26年版)

■ 交通体系

自動車交通は、市域の中央を走る国道20号(甲州街道)を大動脈として、これと並行する旧甲州街道(都道119号)や品川通り(都市計画道路3・4・10号)が東西を結んでいます。一方、南北を結ぶ幹線道路として、東から都道114号、狛江通り(都道11号)、三鷹通り(都道121号)、武蔵境通り(都道12号)、鶴川街道などがあり、東西を結ぶ幹線道路とともに、市内の道路網の骨格を形成しています。調布市の北部には、中央自動車道が横断しており、調布インターチェンジが国道20号と接続しています。

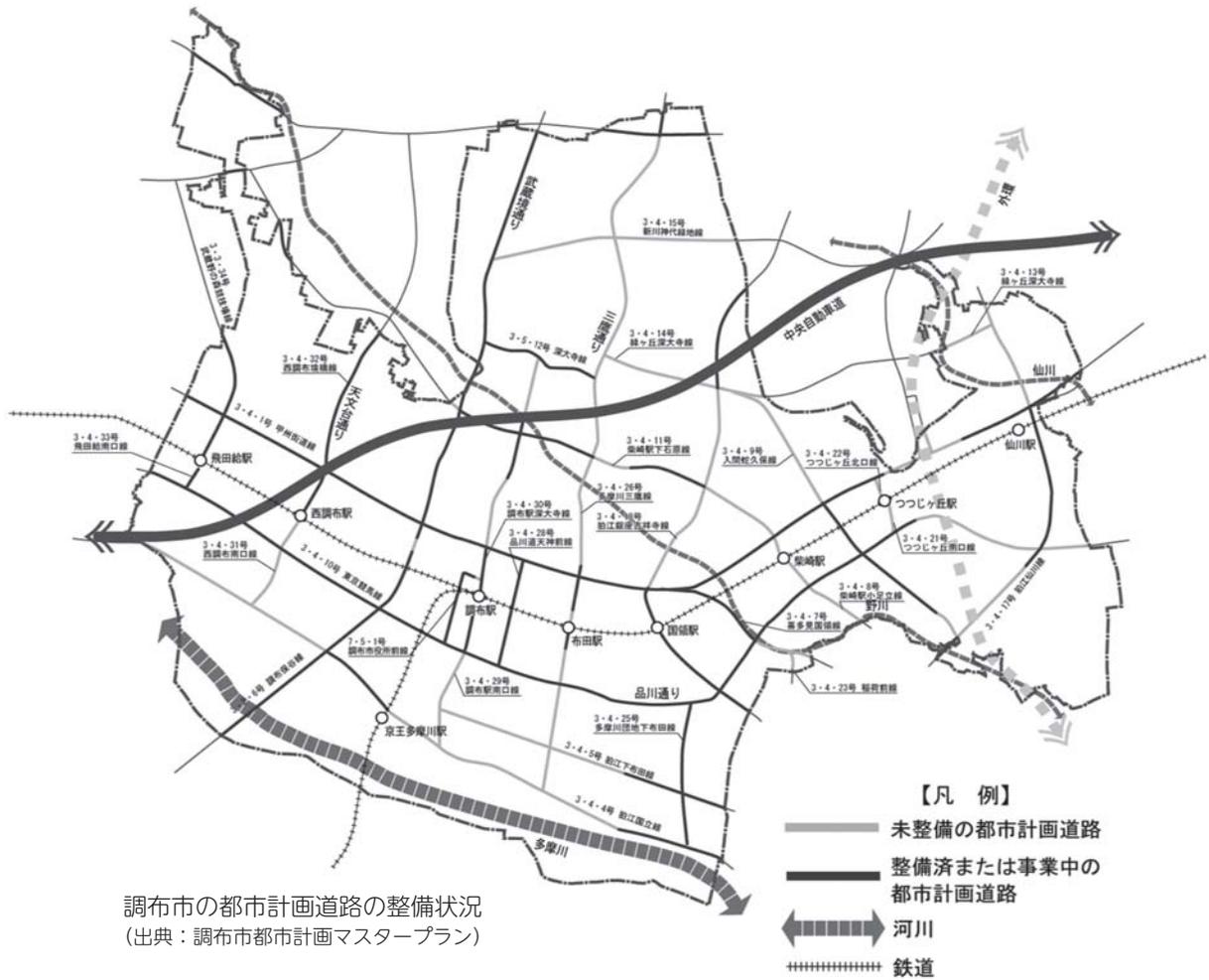
また、鉄道路線では、国道20号の南側を並走する京王線及び調布駅から分岐する京王相模原線が、都心と直結する主要な交通軸となっており、市内に設置された9駅の利用者の合計は、平成26(2014)年現在、一日あたり約36万5千人です。

なお、鉄道以外の公共交通機関として、路線バスやミニバス⁵が南北方向や隣接市区を結ぶ重要な役割を果たしています。

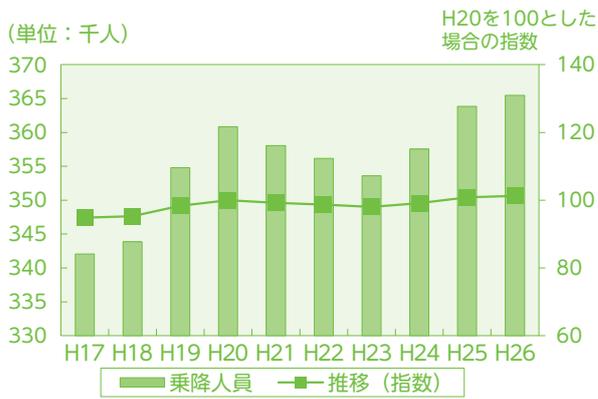
■ 上下水道

調布市の水道水は、小作浄水場(羽村市・多摩川水系)と朝霞浄水場(埼玉県・荒川水系)からの水が、東村山浄水場を経由して送られ、調布市の地下水がブレンドされて供給されています。市内には、深大寺・上石原・仙川の3箇所浄水所があり、1日あたり約6万8千m³(平成26(2014)年度現在)を配水しています。

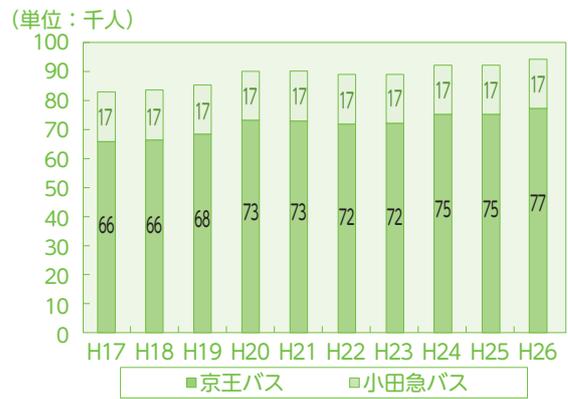
市内の下水は森ヶ崎水再生センター(大田区)で処理されたのち、東京湾に放流されています。



調布市の都市計画道路の整備状況
(出典：調布市都市計画マスタープラン)



鉄道乗降人員の推移
(出典：調布市統計書平成21年版、平成26年版)



路線バス輸送人員の推移
(出典：調布市統計書平成17年版～平成26年版)

| 年度 | 給水人口 | 配水量 | 一日平均配水量 |
|-----|---------|------------|---------|
| H22 | 223,593 | 25,797,200 | 70,677 |
| H23 | 224,339 | 25,238,400 | 68,957 |
| H24 | 225,057 | 25,104,600 | 68,780 |
| H25 | 226,178 | 25,047,100 | 68,622 |
| H26 | 226,435 | 24,733,000 | 67,762 |

水道配水量の推移【単位：m³】
(出典：調布市統計書平成26年版)

| 年度 | 処理区域面積(ha) | 処理区域人口(人) | 水洗化人口(人) | 管渠延長(km) |
|-----|------------|-----------|----------|----------|
| H22 | 1,955 | 221,811 | 221,695 | 547 |
| H23 | 1,955 | 222,518 | 222,438 | 553 |
| H24 | 1,955 | 223,220 | 223,144 | 553 |
| H25 | 1,955 | 223,947 | 223,871 | 553 |
| H26 | 1,955 | 224,703 | 224,627 | 553 |

下水道の普及状況
(出典：調布市統計書平成26年版)

2.2 目指す環境の姿

1) 基本理念

環境は長い歳月をかけて育むべきものであり、より良い環境の保全と回復に向け、取組を長期的な視点を持って推進して行く必要があります。

このことにより、本計画では、前計画の基本的な考え方を踏襲しつつも、社会情勢等の変化を踏まえ、基本理念を次のとおりとします。

<計画の基本理念>

持続可能な人間社会の存続と
すべての生き物が共存する地球、
地域環境を保全・回復・創出する

現在の環境問題は、公害や自然環境の破壊など身近な環境の問題だけでなく、地球温暖化のように地球規模の空間的広がりや将来世代にわたる時間的広がりを持つ問題にまで影響が及ぶ状況となっています。人類が今後も生存し続けるためには、人類のみならず、すべての生き物が共存できるバランスのとれた地球環境が不可欠のものとなります。

私たちは、環境問題に取り組む際、市内の環境の保全、回復だけでなく、環境に対する様々な負荷を軽減し、循環の健全化の推進から市内に新たな環境の創出を図ることで、持続可能な地球環境の保全等にも努めなければなりません。そのため、本計画は、調布市における固有の環境の保全・回復と創出を図ることのみならず、地球環境における環境の保全等をも見据えた取組を推進して行くことを基本理念とします。

2) 目指す環境の将来像

前項で掲げた基本理念と同様に、目指す環境の将来像についても前計画を踏襲することを基本とし、本計画では目指す将来像を以下のとおりとします。

<目指す環境の将来像>

未来に続く、緑と水あふれるほっとするまち 調布
— 私が守る地球，私が育む調布の自然と暮らし —

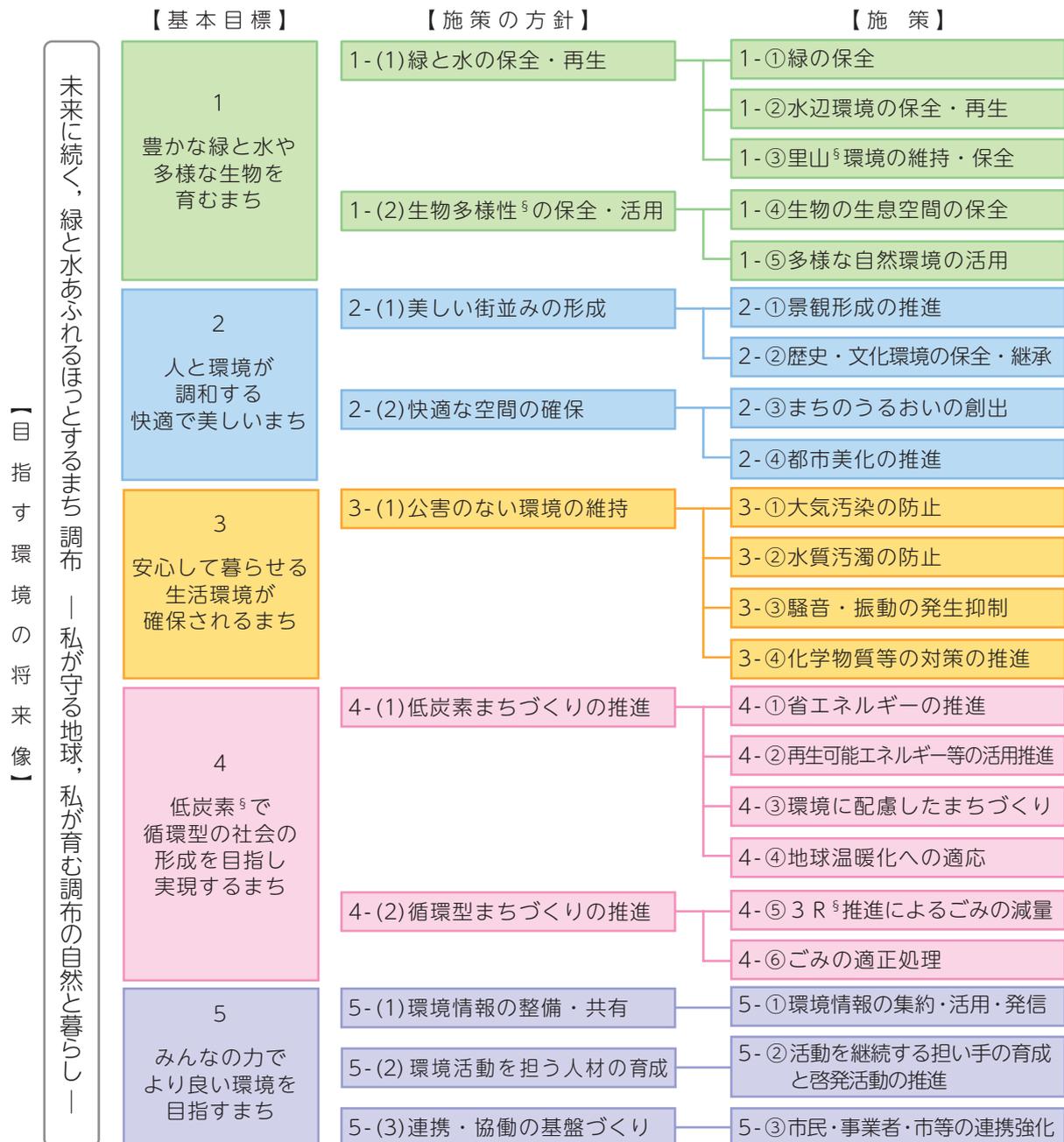
調布市は、都心に近い位置にありながら、国分寺崖線や布田崖線、仙川崖線、深大寺周辺の社寺林や屋敷林、湧水や水田等、豊かな緑と水に恵まれています。

このような自然は、昔から人々の生活と密接に関わる中で維持・形成されてきたものであり、都市化が進展した今日においても、市民のみならず訪れる人に安らぎを与え、ほっとさせてくれる貴重な環境資源となっています。

これからも、未永く、調布らしい緑と水、それによってもたらされるほっとするまちの雰囲気を保ち続けて行くこと、また、地球環境を守るため、私たちが自ら率先して行動することを目指し、上記の将来像を掲げます。

2.3 基本目標及び施策の体系

本計画では、目指す環境の将来像の実現に向けた今後10年間の取組の方向として、以下の5つの基本目標を定めます。それぞれの基本目標に施策の方針を定め、22の施策を体系化するとともに、第3章の中で施策ごとに具体的な取組や環境指標・目標値等を展開して行きます。



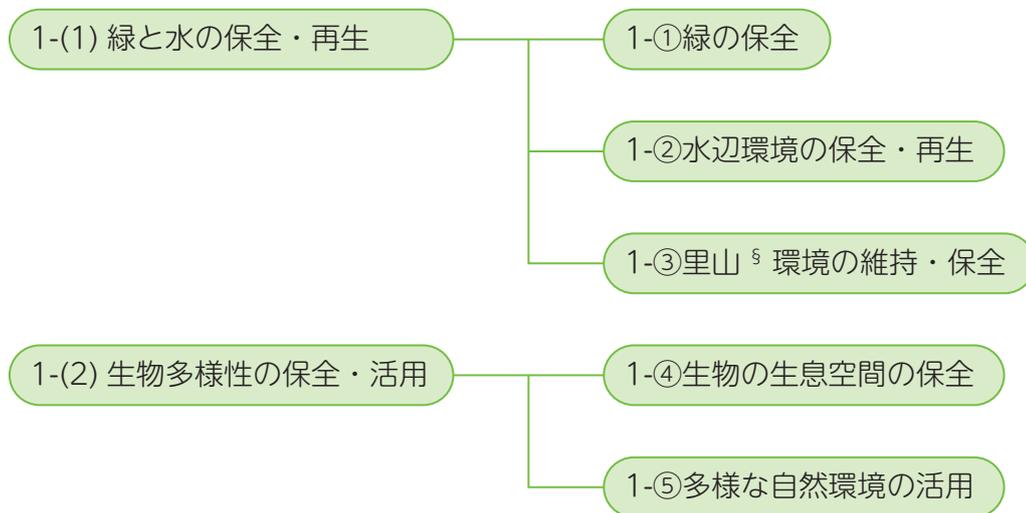
調布市環境基本計画の体系

基本目標1 豊かな緑と水や多様な生物を育むまち

調布市は、都心近くに位置する一方で、国分寺崖線や深大寺を始めとするまとまった緑や湧水が今なお残されており、湧水のほか、多摩川や野川などの水辺環境にも恵まれています。豊かな緑と水が創出する環境は多様な生物を育む基盤でもあり、このことは調布市の環境における大きな特徴となっています。

こうした貴重な自然環境を将来に向けて守り、共生を目指す中で、かつての武蔵野の原風景であった自然豊かな環境の再生を図る必要があります。このため、「緑と水の保全・再生」「生物多様性[§]の保全・活用」を方針として、次に掲げる施策に取り組みます。

《 施 策 体 系 》



里山の雑木林



水辺環境の活用
(調布子どもエコクラブの活動)

基本目標2 人と環境が調和する快適で美しいまち

京王線の地下化に伴い、調布・布田・国領の各駅前広場の整備などによって、街の景観はこの数年間でめざましい変貌を遂げています。こうした新たなまちづくりの一方で、都内有数の古刹である深大寺や、国指定史跡である下布田遺跡・深大寺城跡など、数多くの歴史・文化的な資源にも恵まれていることから、落ち着いた風情が醸し出されています。

新旧の様々な街並みが調和した都市環境をこれからも守り育てて行くとともに、市民のみならず調布市を訪れる全ての人々にとっても、快適な環境を創出して行く必要があります。このため、「美しい街並みの形成」「快適な空間の確保」を方針として、次に掲げる施策に取り組みます。

《 施 策 体 系 》

2-(1) 美しい街並みの形成

2-① 景観形成の推進

2-② 歴史・文化環境の保全・継承

2-(2) 快適な空間の確保

2-③ まちのうるおいの創出

2-④ 都市美化の推進



深大寺参道



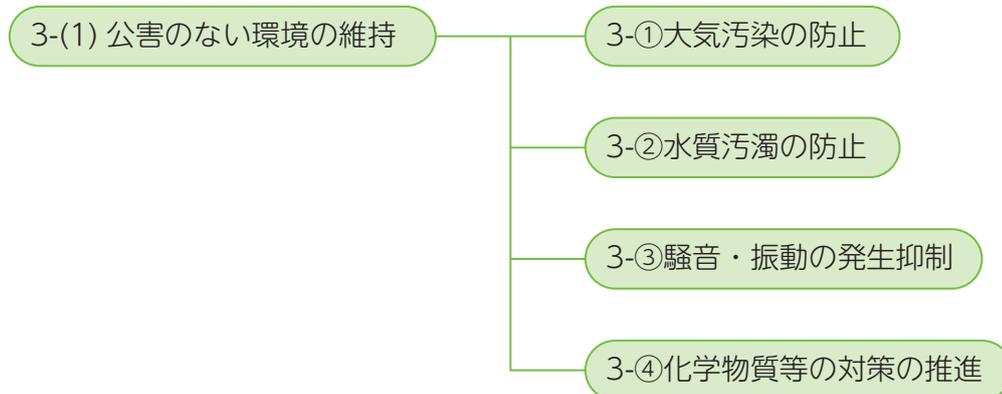
花いっぱい運動⁵で彩られた花壇
(みなみの公園)

基本目標3 安心して暮らせる生活環境が確保されるまち

近年、大気や公共用水域⁵の水質は、比較的良好な状態が保たれていますが、騒音・振動・臭気等に関しては、事業所等からの騒音・臭気のみならず、一般家庭からの生活騒音やペットの鳴き声に対する相談が寄せられています。また、新たな環境問題としては、PM2.5等による大気汚染や放射線などによる健康被害等への影響に対して、市民の関心が高まっています。

今後とも従前からの公害への監視を継続し、問題発生等の未然防止に努める一方で、新たに発生するおそれがある様々な環境リスクに対しても適切な対応に努めることにより、安心して暮らせる生活環境を確保して行く必要があります。このため、「公害のない環境の維持」を方針として、次に掲げる施策に取り組みます。

《 施 策 体 系 》



河川水質調査の様子

基本目標4 低炭素^sで循環型の社会の形成を目指し実現するまち

地球温暖化の要因とされている大気中の温室効果ガス^sは、増加の一途をたどっています。異常気象等に起因する自然災害の発生リスクの増大や、気候変動による農作物などの生育への影響が懸念され、適応・対応して行くことが求められています。また、これまでの大量消費・大量廃棄が様々な問題を引き起こしています。調布市は、ごみの減量・リサイクルについては、全国でも高水準の成果を上げていますが、より一層の取組が求められています。

こうした現状を踏まえ、持続可能な社会の構築に向けて、市民一人ひとりのライフスタイルを見直すとともに、まちづくりも含めた視点から、市域全体の環境負荷の低減に取り組む必要があります。このため、「低炭素まちづくりの推進」「循環型まちづくりの推進」を方針として、次に掲げる施策に取り組めます。

《 施 策 体 系 》



基本目標5 みんなの力でより良い環境を目指すまち

基本目標1～4に掲げる取組については、市のみならず、市民・市民団体・事業者の各主体が自らの役割を果たすとともに、協力して進めて行くことが期待されています。これまで調布市では、市民・市民団体・事業者で構成される「ちょうふ環境市民会議⁵」が中心となって、市と連携・協働した取組を進め、調布市の環境の保全と回復等に貢献してきました。今後は、これらの環境保全活動の環を一層広げて行く必要があります。

そのため、調布市の環境に関する情報を、調布市で暮らし、働き、学ぶ子どもから大人までみんなが共有し、みんなで考えて、更により良い環境の創出を目指し、各主体がそれぞれ自立しつつ、連携・協働して行動して行く必要があります。これらの実現に向け、「環境情報の整備・共有」「環境活動を担う人材の育成」「連携・協働の基盤づくり」を方針として、次に掲げる施策に取り組みます。

《 施 策 体 系 》

5-(1) 環境情報の整備・共有

5-①環境情報の集約・活用・発信

5-(2) 環境活動を担う人材の育成

5-②活動を継続する担い手の育成と啓発活動の推進

5-(3) 連携・協働の基盤づくり

5-③市民・事業者・市等の連携強化



自然環境学習の様子